

令和 2 年度第 2 3 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出 日：令和 3 年 3 月 9 日
 担当部・課：健康部保険年金課〔内線 2 3 3 2〕
 健康部介護保険課〔内線 2 4 3 2〕

① 件 名
新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う関係条例の整備について
② 施策を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本年 2 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことから、石巻市国民健康保険条例等の関係条例について整備が必要となった。</p> <p>【目的】 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されることに伴い、関係条例の一部について整備を行う。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号） 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 3 年 2 月 3 日 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布 （同月 1 3 日施行） 2 6 日 市議会第 1 回定例会に石巻市国民健康保険条例等の一部改正について提案</p>
⑤ 主な内容
<p>法改正に伴い、「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2（新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなし同法の規定を適用する）」が削除されることにより、新型コロナウイルス感染症の定義として同条を引用する以下の条例について、定義を具体的に書き表す形に改める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 石巻市国民健康保険条例 2 新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例 3 新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例 <p>※対象となる傷病の範囲等に変更は無い。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 関係条例を整備することにより、適正な運用が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
他市町村及び後期高齢者広域連合においても同様の改正を行う
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和 3 年 3 月 市議会第 1 回定例会にて議決後、公布の日から施行
⑨ その他